

平成 30 年 9 月

日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について

保保発 0829 第 2 号平成 30 年 8 月 29 日付厚生労働省保険局保険課長通知に基づき、健康保険組合における国内認定対象者の認定事務について、以下のとおり整理しましたので、周知いたします。

また、この取扱いについては、平成 30 年 10 月 1 日より適用となります。

1 身分関係の確認

被保険者との身分関係を確認するため、公的証明書等の添付が必要となります。

なお、任意継続被保険者の資格取得時において、従前と変更がなければ、公的証明書等の添付は省略できます。

2 生計維持関係の確認

(1) 認定対象者の収入の確認

年間収入が 130 万円未満であることを確認するため、公的証明書等の添付が必要となります。(60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合、年間収入が 180 万円未満)

(2) 被保険者と国内認定対象者が同一世帯の場合の確認

上記(1)の確認に加え、同一世帯であることを確認するために、公的証明書等の添付が必要となります。

(3) 被保険者と国内認定対象者が同一世帯に属さない場合の確認

上記(1)の確認に加え、国内認定者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額について、次のいずれかの書類の添付が必要となります。

- ① 振込の場合、預金通帳等の写し
- ② 送金の場合、現金書留の控え(写し含む)

\* 上記 1, 2 の共通事項として、身分関係及び生計維持関係を認定するための情報を被保険者又は事業主が取得している場合、公的証明書等の添付が省略できます。

\* 公的証明書

身分関係の確認……戸籍謄本または戸籍抄本、住民票(被保険者が世帯主の場合)  
収入の確認……課税証明書等